

耐震診断・耐震補強についてよくあるご質問

Q まず最初にどこへ相談したらよいですか？

A 県内の各市町村では、補助制度を設けるなど耐震化を進める取組みを行っていますので、まずは建物が所在する市町村にお問合せください。

Q 補助制度にはどのようなものがありますか？

A 県内の各市町村では、耐震診断や耐震補強に対する補助制度を設けていますので、12ページの各市町村担当課までお問合せください。

また、市町村によっては、耐震補強と併せて行えるリフォーム補助制度などもありますので、以下のホームページを参考に詳しくは市町村担当課までお問合せください。

(一社) 住宅リフォーム推進協議会ホームページ (<https://www.j-reform.com/reform-support/>)

Q 耐震診断を行う専門家とはどのような方ですか？ 耐震診断は、誰に頼めばよいですか？

A 建築士が耐震診断を行います。診断を業務として行う建築士事務所については、(一社) 神奈川県建築士事務所協会 ☎045-228-0755(代)、や (公社) 日本建築家協会 関東甲信越支部神奈川地域会 (JIA 神奈川) ☎045-663-2745(代)でご相談いただけます。

Q 具体的な補強事例も見てみたいのですが？

A 以下のホームページで具体的な補強事例などの各種情報を確認することができます。

(一財) 日本建築防災協会 耐震支援ポータルサイト (<https://www.kenchiku-bosai.or.jp/srportal/>)

Q 耐震補強をすることで税制優遇などはありますか？

A 一定の耐震補強工事を行った場合に、所得税控除、固定資産税減額の制度があります。制度の詳細は、以下のホームページをご覧ください。

国土交通省 (https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000251.html)

なお、手続きについては、最寄りの税務署、市町村の税務関係課にお問合せください。

Q 耐震補強以外で地震時の被害を軽減する方策はありますか？

A 家屋が倒壊しても一定の耐震空間を確保し、命を守れるよう部屋の中に「耐震シェルター」を設置する方法があります。耐震シェルターの詳細については、以下のホームページをご覧ください。

県消防保安課ホームページ(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/kd8/cnt/hojyo/taisinka.html>)